

水防協議会の廃止について（概要）

1. 水防協議会と防災会議の位置づけについて

(1) 水防協議会（水防計画）について

水防協議会は、水防法第 34 条の規定に基づき、水防計画を作成するほか、その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、市川市が設置（任意）しています。

水防計画は、洪水や高潮から市民の安全を保持するため、河川・海岸等の巡視、備蓄資機材等の点検や計画等を定めています。

(2) 防災会議（地域防災計画）について

防災会議は、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、地域防災計画を作成するほか、地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市川市が設置（必須）しています。

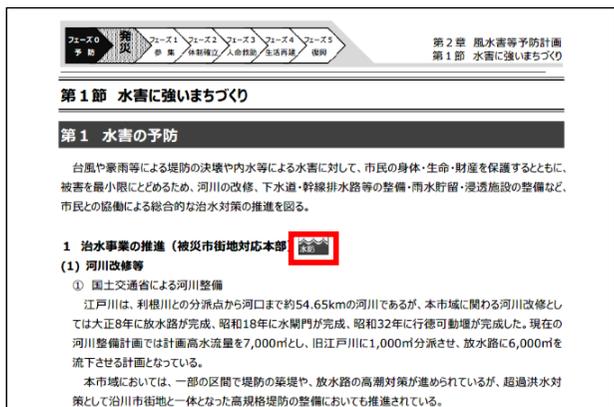
地域防災計画は、各市民の生命・財産を守るため、「被害を軽減するための予防計画」、「災害発生時の迅速かつ的確な行動を示した応急対策計画」等を定めています。

2. 水防計画を包括した地域防災計画について

本市では、段階的にリスクが高まる水害特性を考慮し、より強固な災害対応体制を構築するため、平成 30 年度に実施した水防協議会において、今後「水防計画」を包括した「地域防災計画（風水害等編）」（計画の統合）に見直しを行うことについて、審議・承認いただきました。

そして、令和 2 年度に実施した水防協議会において、「水防計画」の内容を包括した「地域防災計画（風水害等編）」として改訂し、審議・承認いただきました。

※地域防災計画（風水害等編）における水防計画該当箇所には、フラグを明記しています。

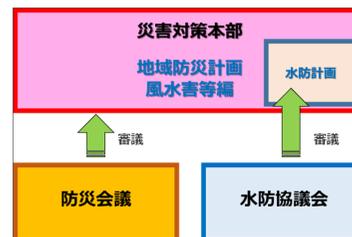


3. 市川市水防協議会の廃止について

(1) 廃止理由

水防計画を地域防災計画（風水害等編）へ統合したことに伴い、統合後の計画の内容は防災会議で審議できることから、水防協議会を廃止し、防災会議に統合することで、水害対策の一元化・効率化を図っていくものです。

<現状の検討体制>



<今後の検討体制>



※令和 2 年度に「水防計画」の内容を「地域防災計画（風水害等編）」に包括（統合）した後、本市の水防関連の対応体制に不都合が生じることはありませんでした。

(2) 今後の計画の見直し

地域防災計画（水防計画該当箇所含む）の見直し等にあたっては、防災会議で審議していきます。

(3) 今後のスケジュール

<令和 5 年度>

- ・ 6 月 30 日 水防協議会の開催・審議
- ・ 7 月 31 日 防災会議の開催（水防協議会での審議内容の報告）
- ・ 9 月又は 12 月 市議会への議案提出（条例の廃止）

※水防協議会が廃止となった場合、条例廃止までの間に任期を迎える委員の方々につきましては、再委嘱を行いません。